

東京都立大学 eduroam サービス利用規約

3 都立大管学情第 219 号
制定 令和 3 年 9 月 30 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 利用に関する事項（第 3 条－第 4 条）
- 第 3 章 サービスに関する事項（第 5 条－第 7 条）
- 第 4 章 雑則（第 8 条－第 10 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規約は、東京都立大学（以下「本学」という。）における eduroam サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) eduroam 初等、中等及び高等教育機関や研究機関の間でキャンパス無線 LAN の相互利用を実現する、国際的なネットワークローミング利用の仕組みをいう。
- (2) 教育研究システム 東京都立大学教育研究用情報システム利用要綱（平成 29 年 3 月 13 日 28 首都大管学情第 592 号。以下「教研システム利用要綱」という。）第 2 条第 2 号に規定するシステム、機能及びサービスをいう。
- (3) 本学 eduroam ネットワーク 学外者が参加する会議やセミナー等を主催するなど、学外者にインターネット接続環境を提供する場合に用いるため、本学が敷設した本サービス専用のネットワークをいう。
- (4) 他機関 eduroam ネットワーク 本学以外の eduroam 参加機関が敷設した本サービス用ネットワークをいう。
- (5) 本学利用者 本学の教育研究システムの利用資格を有する者のうち、教研システム利用要綱別表（第 29 条）に規定するシステム、機能及びサービスの無線 LAN の利用資格を有する者（ただし、常勤教員、正規学生、名誉教授並びに非正規利用者のうち特任教員、リサーチ・アシスタント、客員教員、研究生、客員研究員、博士研究員、専門研究員及び特に管理者が認めた者に限る。）をいう。
- (6) ビジター利用者 本学利用者が発行したビジター用 eduroam アカウントを利用する者をいう。

- (7) 他機関利用者 本学以外の eduroam 参加機関が本サービスの利用を認めた者をいう。
- (8) 本学用 eduroam アカウント 本学利用者が本サービスを利用する為に、本学が eduroamJP 認証連携 ID サービスで発行したアカウントをいう。
- (9) ビジター用 eduroam アカウント ビジター利用者が本サービスを利用する為に、本学が eduroamJP 認証連携 ID サービスで発行したアカウントをいう。

第2章 利用に関する事項

(適用範囲)

第3条 この規約は、次に掲げる場合に適用する。

- (1) 本学利用者が本学 eduroam ネットワーク又は他機関 eduroam ネットワークを利用する場合
- (2) ビジター利用者又は他機関利用者が本学 eduroam ネットワークを利用する場合

(遵守事項)

第4条 本学利用者、ビジター利用者及び他機関利用者（以下「eduroam 利用者」という。）は、この規約の規定、各機関の本サービスの規定及び国立情報学研究所(NII)が規定する eduroamJP 認証連携 ID サービス利用規約を遵守しなければならない。

- 2 eduroam 利用者は、各自の責任において本サービスを利用する端末にウイルス対策ソフトを導入し、また、基本/応用ソフトウェアにパッチを適応し、端末の情報セキュリティを最新の状態に保たなければならない。
- 3 eduroam 利用者は、本サービスを教育研究用の目的に限定して利用するものとし、及び、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 営利活動、政治的活動及び宗教的活動
 - (2) 著作権商標権等の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 特定の個人、団体等の誹謗中傷並びに人格及び名誉の侵害
 - (4) 他者になりすまして利用する行為
 - (5) 不正アクセス等のサイバー攻撃とみなされるおそれがある行為
 - (6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を頒布する、又は頒布につながるおそれのある行為
 - (7) ファイル交換ソフトの利用等、情報漏洩につながるおそれのある行為
 - (8) 本サービスの運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
 - (9) 公序良俗及び各種法令に反する行為
 - (10) その他、本学が本サービス利用上不適切であると判断する行為
- 4 本学利用者は、発行された本学 eduroam アカウントを適正に管理し、利用すること。また、ビジター利用者に対してビジター用 eduroam アカウントを適正に利用させること。

第3章 サービスに関する事項

(免責事項)

第5条 本学は、本サービス利用によるデータの喪失及び逸失利益並びに本サービスの利用に関して eduroam 利用者が被った損害又は損失等に対して、一切の責任を負わない。

2 本学は、eduroam 利用者が本サービスを通じて、他の利用者及び第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。

3 本サービス利用時に発生した通信料金、端末料金等の費用は、eduroam 利用者が自己責任において負担するものとし、本学は、いかなる保証も行わない。

(緊急時対応)

第6条 本学は、本サービスに現にシステム障害及び情報セキュリティ障害が生じている場合又はそれらが生じる蓋然性が高いと認められる場合は、緊急措置として eduroam 利用者に事前の通知することなく次の措置をとることができる。

(1) 本サービスの停止

(2) 通信の遮断

(3) その他システム障害及び情報セキュリティ障害から回復し、又はそれらの発生を防止するための措置

2 本学は、前項の緊急時対応により eduroam 利用者又は第三者に生じた損失や損害について、その内容、態様の如何に係らず一切の責任を負わないものとする。

(情報周知)

第7条 本学は、具体的な利用方法、利用条件、メンテナンス、障害に関する情報等、本サービスに関連する情報を TMUNER ホームページに掲載する。

2 eduroam 利用者は、本サービスの具体的な利用方法、利用条件等について、TMUNER ホームページに掲載されている内容を遵守しなければならない。

第4章 雑則

(規約の改正)

第8条 この規約は、eduroam 利用者の了解を得ることなく改正することができるものとする。この場合において、本サービスの利用条件は、改正後の規約によるものとする。

2 eduroam 利用者は、本サービスを利用するに当たっては、その都度、この規約の内容を確認するものとする。

3 この規約の改正後に eduroam 利用者が本サービスを利用した場合には、改正に同意したものとする。

(本サービス内容の変更)

第9条 本学は、理由の如何を問わず、eduroam 利用者に事前に通知すること無く、必要に応じ本サービスの内容の一部を変更できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本サービスに関し必要な事項は、東京都立大学 学術情報基盤センター長が定める。

附 則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。